

美幌町地域公共交通総合連携計画

平成21年3月

美 幌 町

この計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条に基づいて設置された美幌町地域公共交通活性化協議会における協議を経て、同法第5条による地域公共交通総合連携計画として美幌町が作成したものである。

< 目 次 >

1 . 計画策定の概要	-----	1
2 . 地域公共交通に関するニーズや課題	-----	2
3 . 地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針	-----	4
4 . 計画の区域	-----	5
5 . 計画の目標	-----	6
6 . 目標を達成するために行う事業及び実施主体に関する事項	-----	1 0
7 . 計画期間	-----	2 1
8 . その他計画実施に関し美幌町が必要と認める事項	-----	2 2

参考資料

別添資料

1. 計画策定の概要

美幌町は、北海道東部のオホーツク圏に位置し、恵まれた自然資源と交通結節点の立地条件に優れた地域特性に支えられ、農業・工業・商業のバランスのとれた活力のあるまちとして発展してきました。また、第5期美幌町総合計画においては、まちの将来像を「夢はぐくむ緑の大地 びほろ」(～長生きを楽しめるまち～)として、この実現に向けてまちづくりを進めているところであります。

しかし、近年の全国的な少子高齢化により、美幌町においては平成17年度国勢調査において人口22,819人の内、高齢者が24.1%にあたる5,493人と、全国平均20.1%を上回っている状況にあります。また、少子化、企業の減少など労働力の流出による人口減少と消費の流出、通過型観光地からの脱却しないまま中心市街地の空洞化が進み、まちの活気がなくなっていることが懸念されております。

こういった地域の実情に対して、公共交通においては都市間を連絡する網走バスと北見バスによる路線バス、市街地循環路線と郊外路線を有する阿寒バス、その他、町営バス、及びスクールバス、福祉バス、タクシーがあるものの、高齢化が進む中、自分たちの足の確保を心配して、バス路線運行の拡大要望が増えてきている状況にあります。また、現在の公共交通を維持するための費用負担が年々増加する傾向にあり、今後、お年寄りなど交通弱者にも利用しやすい公共交通を効率的に運行することが必要となっております。

このため、美幌町地域公共交通総合連携計画は、公共交通の実態調査や利用者ニーズを把握するとともに、地域住民等による意見を踏まえながら、町内公共施設や中心商業地へアクセスしやすい公共交通のあり方や、郊外など公共交通空白地帯の解消、観光施設や景勝地へのアクセス利便性向上などの地域公共交通の課題を抽出して連携計画を策定します。また、連携計画により位置づける各種事業は、現況の個々の輸送手段だけではなく、地域公共交通活性化協議会等による話し合いなどをとおして、多様な交通手段について横断的な連携などの観点から、実現化について総合的・一体的に展開することとします。

位置図



2. 地域公共交通に関するニーズや課題

人口減少や自家用車の普及などから公共交通の利用者は減少を続け、採算性が悪化し路線維持が難しい状況となっています。しかし、これからの高齢化社会に対応していく上で、お年寄りなど交通弱者にも利用しやすい公共交通を効率的に運行していくことが不可欠であり、今後、公共交通を持続可能なものとするために、交通事業者だけではなく住民、行政が一体となって推進していく必要があります。

(1) 郊外部の公共交通

郊外部全体を網羅できる輸送サービスと持続可能な運行の導入

美幌町郊外部の輸送手段は、路線バス、スクールバス等の児童生徒輸送、町営バス及び福祉バスが運行しているものの、全ての輸送手段とも、有償運送、無償運送を含め統一する手段がなく、方面により輸送サービスが偏った状況となっております。

これに対して、住民アンケート調査からは6割程度の方が日常交通に不便さを感じている状況であります。一方、町営バス、阿寒バス古梅線の収益の8割以上が小中学校児童生徒の通学費用が占めている現状を考慮すると、郊外部有償運送は児童生徒の輸送のために運行している状況となっております。

このため、郊外部全体を網羅できる、共通するサービスを有した輸送手段などにより、持続可能な輸送手段への再構築が必要です。

レクリエーション拠点への公共交通の確保

都市計画マスタープランにおいて美禽・昭野地区は、自然との共生とふれあいや住民間の交流が図れるレクリエーション拠点として位置づけられ、みどりの村を拠点とした「感動体験 美幌ツーリズム」に取り組んでいるところです。また、当地区には生涯学習の場としての博物館や、お年寄りが身近にパークゴルフを楽しむことができる網走川河畔公園、冬スポーツの拠点であるリリー山スキー場が立地しております。しかし、これら施設へ連絡できる公共交通がなく、お年寄りなどから公共交通確保の要望が寄せられている状況です。

このため、このレクリエーション拠点に市街地及び郊外部の住民及び来外者が、気軽に連絡できるよう、町内の公共交通にネットワークに接続する公共交通を確保する必要があります。

(2) 市街地の公共交通（阿寒バス美幌循環線）

市街地全体への効果的な運行

阿寒バス美幌循環線は、ワンコインで利用できる市街地住民にとって身近な公共交通手段となっており、お年寄り等の通院、買物、高校生の通学に利用されているものの、行政の補助により運行を継続している状況となっております。一方、住民アンケート調査からは、現状の運行形態について、料金は現状維持としながらも、利用頻度が高い場合は現状維持、市街地南側などバス路線から離れ利用頻度が低い場合は、路線拡大を要望する状況となっております。また、美幌循環線乗降調査からは、美幌駅、国保病院、JR美幌、美幌クリニック前及び美幌高校前等において、一日を通した乗降客数が多く、反対に、個別の住宅地等は、少数の乗降客数となっております。

以上のことから、利用状況などを考慮した便数とバス路線の設定し、市街地全住民が利用できるなど、効果的な運行を行う必要があります。

(3) その他

将来的な交通結節点機能の確保

都市計画マスタープランでは、専用商業地が2箇所あり、一つはJRを中心とした駅前地区、もう一つは美幌町の顔となる中心市街地となっております。駅前地区には、JR美幌駅や各種バスがアクセスできる駅前広場が整備済であるものの、中心市街地に各種バスがアクセスし、冬でも快適な待合スペースがある交通結節点機能が確保されていない状況です。

このため、「公共交通は、まちづくりのツール」という視点に立った事業者と行政の協力により、中心市街地に賑わいを育む交通結節点機能を将来的に確保していく必要があります。

公共交通利用の啓蒙普及と地域住民の理解と協力

住民アンケートからは、路線バスの改善策として公共交通パンフレット作成の要望が多く、かつ、効果的な改善につながるとしています。美幌町においては、民間路線バス会社の3社に加え、美幌町有償運送及び福祉バスなど、数多くのバス路線を有しているため、運行内容など紹介する公共交通パンフレットが有効と考えられます。また、高齢者を対象とした公共交通利用を促進する教室の開催（右回り、左回り、停留所等路線の説明や乗り継ぎ利用の説明、利用者増加による効果の説明）も有効となっております。

その他、市街地住民の利用増進により経営状況が改善されるため、地域住民の協力を求めていく必要があります。

3. 地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針

地域公共交通へのニーズや課題を踏まえ、公共交通活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための基本的な方針を以下とおり定めます。

< 基本的な方針 >

1. お年寄りにやさしく平等で持続可能な郊外公共交通体系の構築
2. 身近にスポーツ、レクリエーションを楽しむことができる新たな公共交通の確保
3. 市街地全体への気軽で身近なバス輸送サービスの提供
4. 中心市街地の活性化に寄与していく交通結節点機能の確保
5. 公共交通情報等提供による利便性向上と利用増進

(1) 郊外部の公共交通

日常交通

郊外部の公共交通は、日常交通において、郊外部と市街地を連絡するための主要な公共交通手段として位置づけ、自家用車に頼ることができない住民の輸送を担います。

このため、郊外部全地域において平等で持続可能な公共交通輸送サービスを提供していくとともに、お年寄りにやさしい運行形態により、日常交通環境面で安心できる公共交通環境を確保していくことを目指し、基本的な方針は、

「お年寄りにやさしく平等で持続可能な郊外公共交通体系の構築」とします。

レクリエーション交通

レクリエーション拠点を連絡する公共交通は、美禽昭野地区と市街地交通結節点を連絡するものとして位置づけ、基本方針は、

「身近にスポーツ、レクリエーションを楽しむことができる新たな公共交通の確保」とします。

(2) 市街地の公共交通（阿寒バス美幌循環線）

市街地の公共交通は、市街地内を連絡する主要な公共交通手段として位置づけ、通勤、通学、通院及び買物などの日常交通において、最も身近な輸送手段とします。

このため、市街地全域を概ね網羅できる路線設定を行うことにより、住民にとって身近な公共交通手段を平等に提供していきます。また、利用状況などを考慮しながら、適切な便数とバス路線を設定することにより、利便性が高く効率的な運行方法を提供していきます。以上から、基本的な方針は、

「市街地全体への気軽で身近なバス輸送サービスの提供」とします。

(3) その他

中心市街地

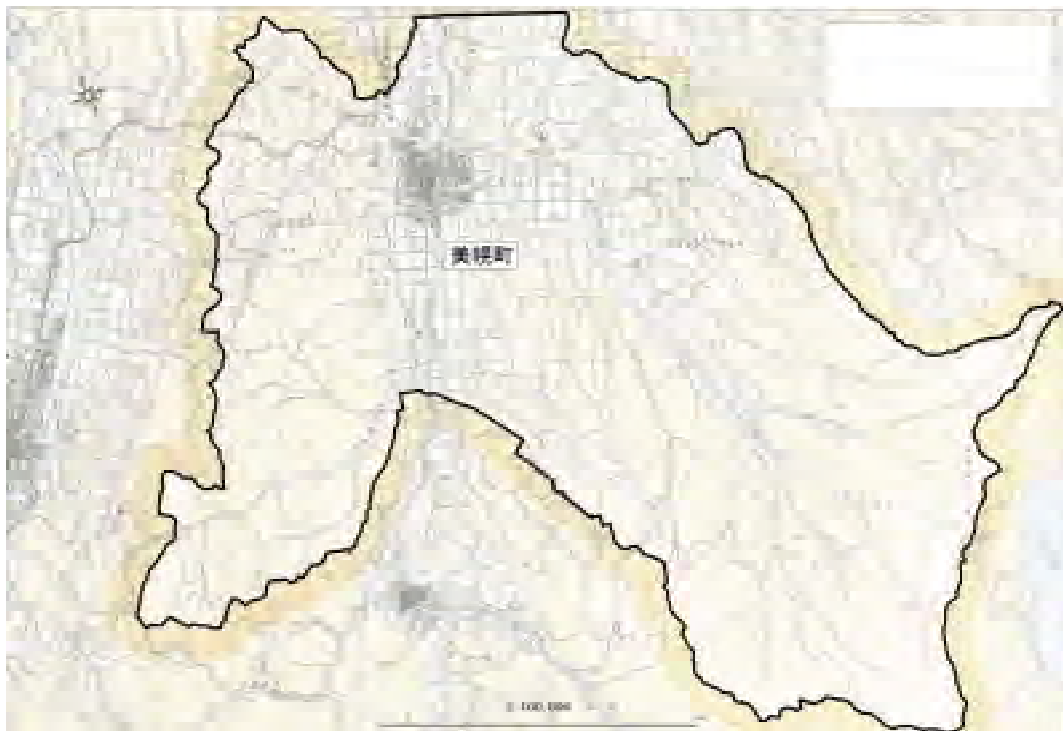
公共交通をまちづくりのツールとして捉え、中心市街地を広域交通と町内交通の接続を担う交通結節点として位置づけることにより、中心部に人がたまる仕掛けづくりを行い、にぎわいづくりに寄与していきます。また、冬でも快適な待合いスペースを提供することにより、まち中に外出しやすい公共交通環境としていくこととします。このため基本的な方針は、「**中心市街地の活性化に寄与していく交通結節点機能の確保**」とします。

啓蒙普及

啓蒙普及は、地域住民へ公共交通利用情報を提供して利便性を向上させるものであり、公共交通維持への理解と協力を求めていくことにより、持続可能な公共交通としていくことが必要です。このため、基本的な方針は、「**公共交通情報等提供による利便性向上と利用増進**」とします。

4 . 計画の区域

本連携計画は、美幌町全域を計画区域とします。



5 . 計画の目標

地域公共交通の活性化及び再生を図るためには、地域の関係者が総合的かつ一体的に施策を推進する必要があります。このため、基本方針に基づき計画の目標を設定し、関係者間の連携を図ります。

(1) 郊外部の公共交通

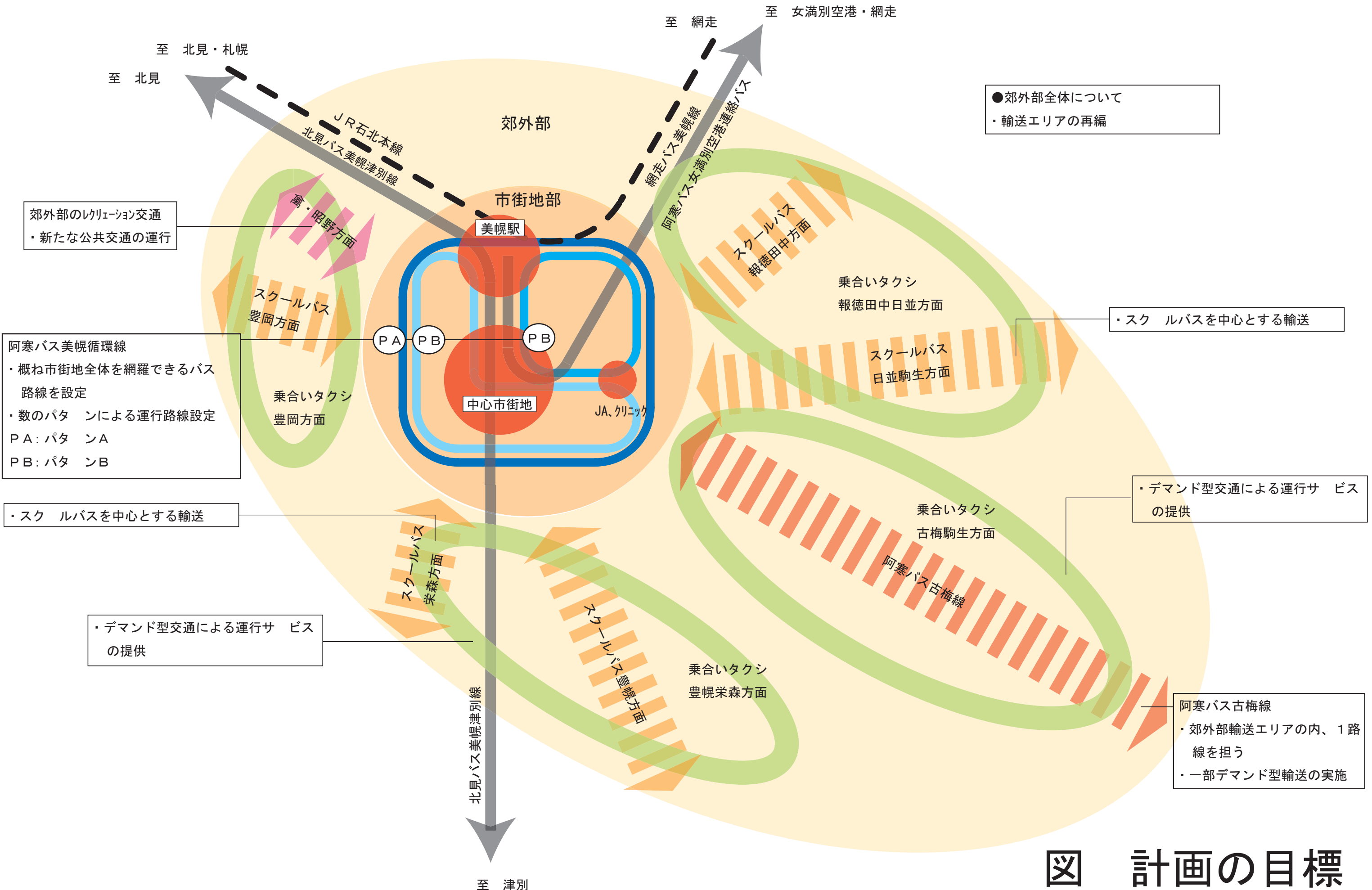
基本的な方針	計 画 の 目 標
お年寄りにやさしく平等で持続可能な郊外公共交通体系の構築	<p>スクールバスを中心とする輸送を確立する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の通学に支障のない範囲で、一般住民を輸送することにより、持続可能な輸送手段を構築する <p>輸送エリアの統合と再編を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールバス5路線と路線バス1路線、乗合いタクシー4区域により、輸送エリアを統合、再編して、平等な輸送サービスを提供する <p>デマンド型交通を取り入れた運行サービスを提供する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の下校における輸送方法を一般住民にも提供することにより、お年寄りにもやさしい輸送サービスを提供する
身近にスポーツ、レクリエーションを楽しむことができる新たな公共交通の確保	<p>バス路線を構築する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美幌駅と美禽昭野地区レクリエーション拠点を連絡する路線バスを構築することにより、身近にスポーツ等を楽しむことができる生活環境を確保する

(2) 市街地の公共交通

基本的な方針	計 画 の 目 標
市街地全体への気軽に身近なバス輸送サービスの提供	<p>概ね市街地全体を網羅できる運行方法を設定する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美富、野崎及び美芳方面への路線拡大を図ることにより、利用実態を見ながら、平等な市街地輸送サービスを提供する <p>数パターンによるバス路線を設定する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の各停留所の利用実態を考慮しながら、利用形態に沿った時間帯毎のルートを設定することにより、利用状況に応じた適切な輸送サービスを提供する

(3) その他

基本的な方針	計 画 の 目 標
中心市街地の活性化に寄与していく 交通結節点機能の確保	新たな交通結節点機能の実現性を高める ・まち中のにぎわいづくりに寄与する新たな交通結節点について、拠点整備と連携を図る デマンド型交通待合スペースを確保する ・待合スペース提供可能な店舗リストの作成し、デマンド型交通の待合スペースを確保していくことにより、まち中に外出しやすい生活環境を確保する
公共交通情報等提供による利便性向上と利用増進	運行サービスの情報提供と利用増進を図る ・郊外部、市街地の公共交通案内情報をわかりやすく提供することにより、公共交通の利用しやすさの向上を目指す ・美幌循環線の利用増進のために、利用者数の目標値を設定して、目標達成に合わせた運行充実策などを設定する



● 郊外部全体について
・ 輸送エリアの再編

郊外部のレクリエーション交通
・ 新たな公共交通の運行

阿寒バス美幌循環線
・ 概ね市街地全体を網羅できるバス路線を設定
・ 数のパターンによる運行路線設定
PA: パターンA
PB: パターンB

・ スクールバスを中心とする輸送

・ デマンド型交通による運行サービスの提供

・ スクールバスを中心とする輸送

・ デマンド型交通による運行サービスの提供

阿寒バス古梅線
・ 郊外部輸送エリアの内、1路線を担う
・ 一部デマンド型輸送の実施

図 計画の目標

6. 目標を達成するために行う事業及び実施主体に関する事項

(1) 郊外部の公共交通

お年寄りにやさしく平等で持続可能な郊外公共交通体系の構築

イ) スクールバスによる輸送

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度はスクールバス5路線について一ヶ月間の実証実験を行う ・平成22、23年度は前年度の検証結果をもとに運行方法を改善して、半年間程度の実証実験を行う ・平成24年度、25年度は、前年度までの実証実験を総括して、本格運行を行うものの、運行の妥当性についての検証を行う ・なお、平成21年度実証実験の具体的な運行方法は、以下のとおりである <p>[新たな輸送エリアと運行回数及び運行方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郊外部公共交通バス輸送6路線の内、5路線の輸送を担う ・児童生徒の輸送5回の内、3便の運行を担う ・輸送形態は、路線方式を基本としながら、デマンド方式を含めた運行とする <p>[児童生徒の通学に支障のない範囲における一般住民の輸送]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールバスは、郊外児童生徒の通学に支障のない範囲で一般住民の混乗が可能なものとする ・デマンド方式によるスクールバスの一般住民の利用にあたっては、事前予約、空席の状況を確認し乗車可能となるなど、児童生徒の利用が主体となるものとする <p>[有償運送(一般住民)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般住民利用の有償運行を行う
計画期間	・平成21年度～平成25年度
実施主体	美幌町(教育委員会、総務部)

ロ) 阿寒バス古梅線による輸送

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度は増便と運行形態の一部変更による一ヶ月間の実証実験を行う ・平成22、23年度は前年度の検証結果をもとに運行方法を改善して、半年間程度の実証実験を行う ・平成24年度、25年度は、前年度までの実証実験を総括して、本格運行を行うものの、運行の妥当性についての検証を行う ・なお、平成21年度実証実験の具体的な運行方法は、以下のとおりである <p>[運行回数及び輸送方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送回数は、バスによる輸送が効率的と考える児童生徒の利用が多い時間帯の3便の運行とする(現行2便) ・輸送形態は、路線方式を基本としながらデマンド方式を含めた運行とする <p>[運行便数の調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古梅線の内、美幌駅前～峠の湯線は、運行便数の調整を行う
計画期間	・平成21年度～平成25年度
実施主体	阿寒バス(株)

ハ) 乗合いタクシーによる輸送

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度のスクールバスによるデマンド型輸送の有効性検証結果をもとに、平成22、23年度に半年間程度の乗合いタクシーによる輸送を実施する 平成24年度、25年度は、前年度までの実証実験を総括して、本格運行を行うものの、運行の妥当性についての検証を行う なお、平成22年度実証実験の具体的な運行方法は、以下のとおりである <p>【乗合いタクシーによる輸送】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の下校便の一部を乗合いタクシーによる輸送とする <p>【一般住民の利用について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般住民は、下校児童生徒の余剰人員以内による利用が可能で、事前予約と空席状況の確認が必要な利用形態とする 一般住民の料金体系を設定する
計画期間	平成22年度～平成25年度
実施主体	美幌町、美幌北海道交通ハイヤー(株)(有)北光ハイヤー

ニ) 学校休校日の輸送

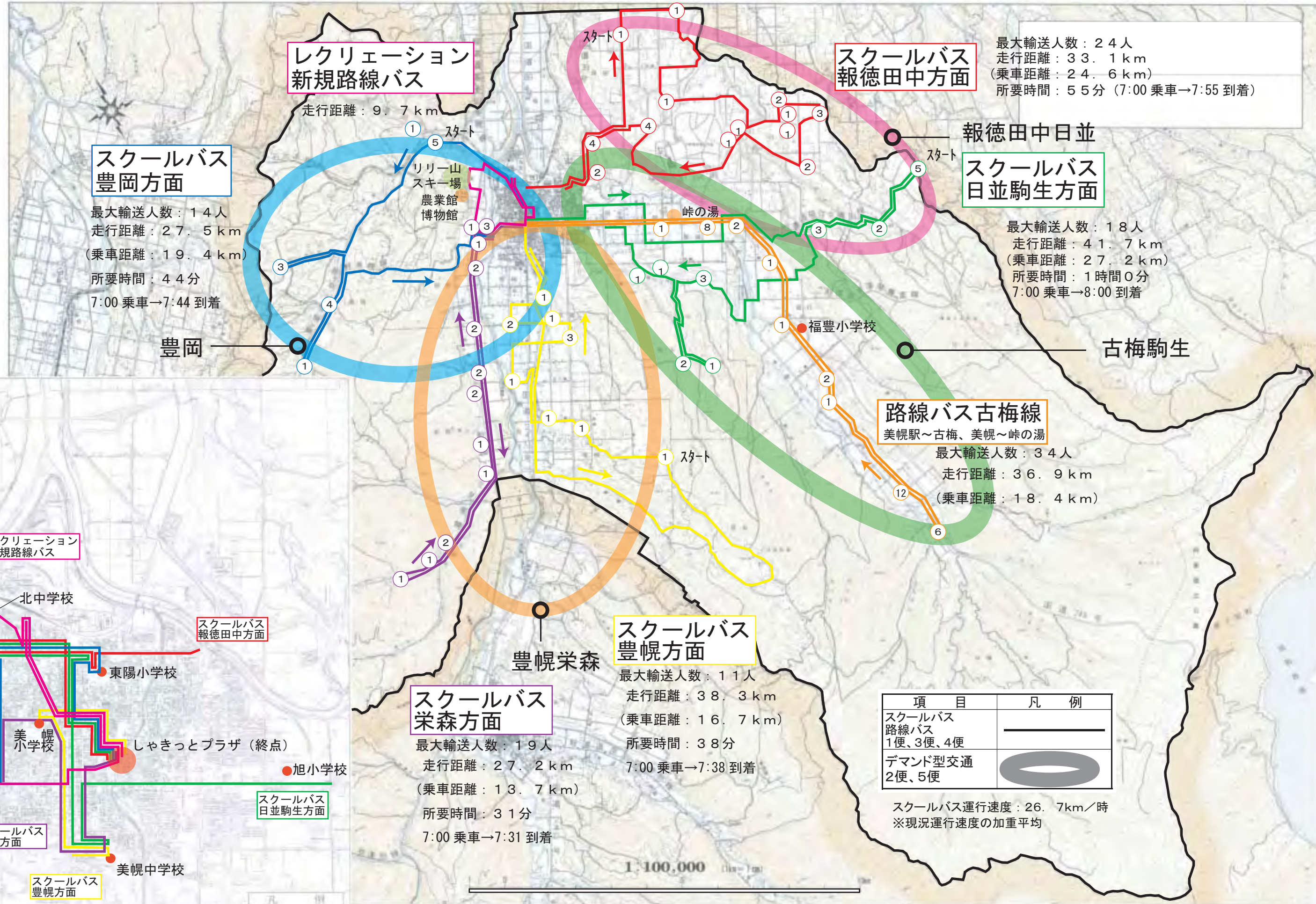
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度は現行の阿寒バス古梅線に加え、イ)のスクールバス5路線による一ヶ月間の実証実験を行う 平成22、23年度は前年度の検証結果をもとに運行方法を改善して、半年間程度の実証実験を行うものの、利用者が少ない場合、かつ、妥当な運賃設定が可能な場合、乗合いタクシーによる輸送を実施する 平成24年度、25年度は、前年度までの実証実験を総括して、本格運行を行うものの、運行の妥当性についての検証を行う なお、平成21年度実証実験の具体的な運行方法は、以下のとおりである <p>【運行回数及び方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運行便数は週1日2便、デマンド方式を含めた輸送形態とする
計画期間	平成21年度～平成25年度
実施主体	美幌町、美幌北海道交通ハイヤー(株)(有)北光ハイヤー

ホ) 事前予約体制の構築

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> イ)スクールバスとロ)阿寒バス古梅線によるデマンド運行、ハ)乗合いタクシーによる輸送及びニ)学校休校日のデマンド輸送について、平成21年度から25年度の期間、事前予約体制の構築を行う なお、事前予約情報の具体的な内容は、以下のとおりである <p>【事前予約情報の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の登録、事前予約受付、空席状況の情報管理、乗車時間、など
計画期間	平成21年度～平成25年度
実施主体	美幌町(民間公共交通事業者との連携)

身近にスポーツ、レクリエーションを楽しむことができるバス路線の構築

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度に夏期冬期それぞれ一ヶ月間の実証実験を行う ・平成22、23年度は前年度の検証結果をもとに運行方法を改善して、半年間程度の実証実験を行う ・利用者数により乗合いタクシーによる輸送が効率的と判断される場合、乗合いタクシーによる輸送を検討する ・平成24年度、25年度は、前年度までの実証実験を総括して、本格運行を行うものの、運行の妥当性についての検証を行う ・なお、平成21年度実証実験の具体的な運行方法は、以下のとおりである <p>【具体的な運行内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美幌駅、中心市街地と網走川河畔公園（パークゴルフ場）、みどりの村、リリー山スキー場を連絡するバス路線を構築する ・車両はスクールバス車両を用い、町内公共交通との連絡、乗継ぎに配慮した運行時刻とする ・運行回数は夏期が無休、冬期が土日運行とする
計画期間	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度～平成25年度
実施主体	美幌町、美幌北海道交通ハイヤー（株）、（有）北光ハイヤー



**レクリエーション
新規路線バス**
走行距離：9.7 km

**スクールバス
報徳田中方面**
最大輸送人数：24人
走行距離：33.1 km
(乗車距離：24.6 km)
所要時間：55分 (7:00 乗車→7:55 到着)

**スクールバス
豊岡方面**
最大輸送人数：14人
走行距離：27.5 km
(乗車距離：19.4 km)
所要時間：44分
7:00 乗車→7:44 到着

**報徳田中日並
スクールバス
日並駒生方面**
最大輸送人数：18人
走行距離：41.7 km
(乗車距離：27.2 km)
所要時間：1時間0分
7:00 乗車→8:00 到着

路線バス古梅線
美幌駅～古梅、美幌～峠の湯

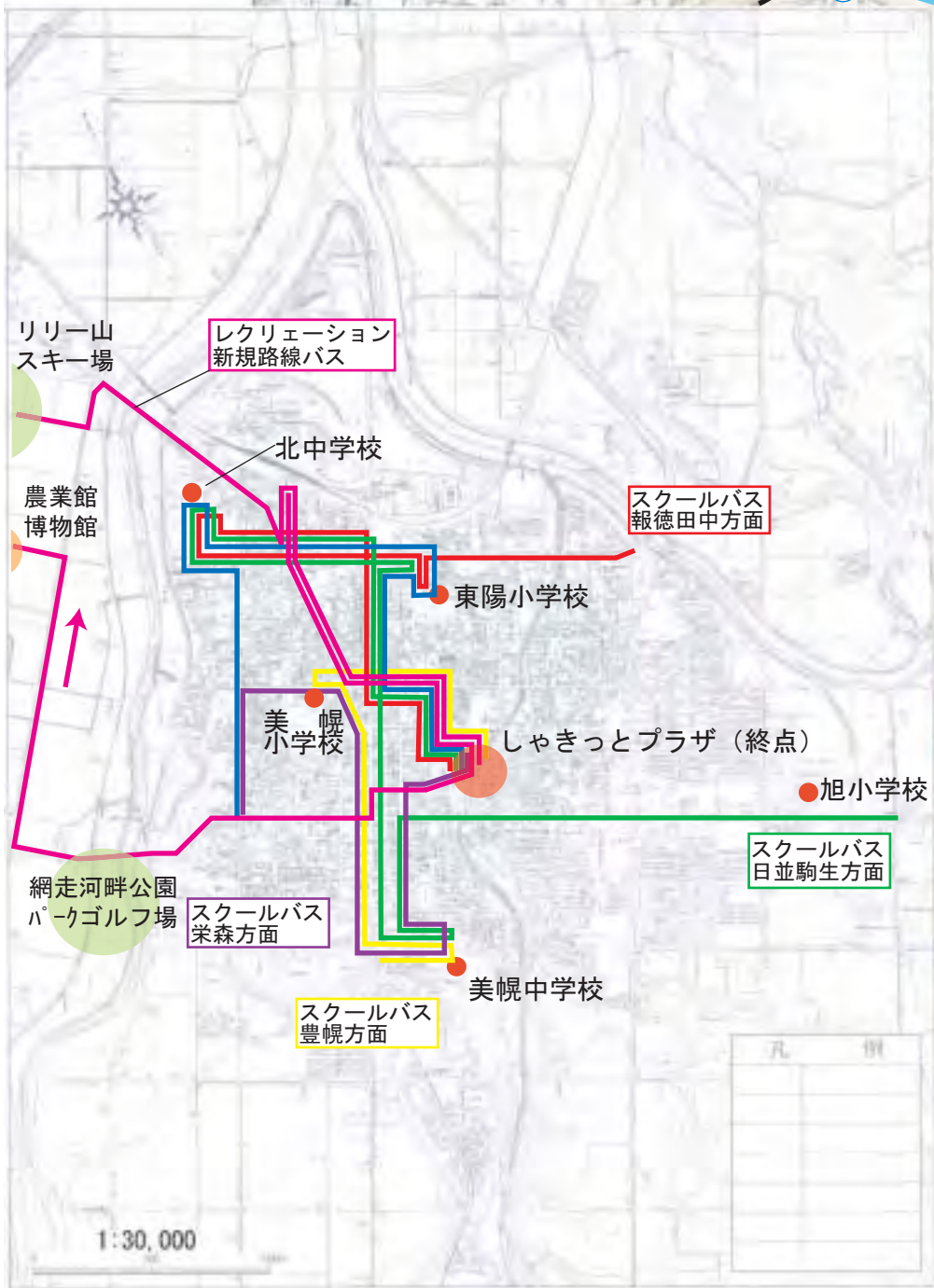
最大輸送人数：34人
走行距離：36.9 km
(乗車距離：18.4 km)

**スクールバス
豊幌方面**
最大輸送人数：11人
走行距離：38.3 km
(乗車距離：16.7 km)
所要時間：38分
7:00 乗車→7:38 到着

**スクールバス
栄森方面**
最大輸送人数：19人
走行距離：27.2 km
(乗車距離：13.7 km)
所要時間：31分
7:00 乗車→7:31 到着

項目	凡例
スクールバス 路線バス 1便、3便、4便	—
デマンド型交通 2便、5便	○

スクールバス運行速度：26.7km/時
※現況運行速度の加重平均



リリー山
スキー場

レクリエーション
新規路線バス

農業館
博物館

スクールバス
報徳田中方面

北中学校

東陽小学校

美幌
小学校

しゃきっとプラザ (終点)

旭小学校

スクールバス
日並駒生方面

網走河畔公園
パークゴルフ場

スクールバス
栄森方面

美幌中学校

スクールバス
豊幌方面

図 郊外部公共交通計画図

郊外部の輸送計画(日常交通)

表 スクールバス運行時刻の検討

年間206日(開校日運行)、路線バス方式による輸送

輸送対象など:児童生徒の通学に支障のない範囲で一般住民混乗可、有償運送

スクールバス運行計画			運 行 時 間 帯															備 考						
n o .	方 面	車 両 名	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時				
				第1便 児童+一 般									2便 児童+一般	3便 児童+一般									小中学校	
1	報徳田中方面	スクールバス 28号 H13.01、47人(35人)		路線運行									デマンド運行	デマンド運行									東陽小学校、北中学校	
2	日並駒生方面	現町営バス100番 H13.08、29人(27人)		路線運行									デマンド運行	デマンド運行									日並:東陽小学校、北中学校 駒生:旭小学校、美幌中学校	
3	豊幌方面	スクールバス110号 H14.01、29人(27人)		路線運行									デマンド運行	デマンド運行									美幌小学校、美幌中学校	
4	栄森方面	スクールバス 51号 H15.01、47人(35人)		路線運行									デマンド運行	デマンド運行									美幌小学校、美幌中学校	
5	豊岡方面	現町営バス143番 H04.10、34人		路線運行									デマンド運行	デマンド運行									東陽小学校、北中学校	
	予備車	現町営バス171番 H05.10、50人																					多目的運行	

表 路線バス(古梅線)運行時刻の検討

年間206日(開校日運行)、路線バス方式による輸送(下校便はデマンド運行を希望)

輸送対象など:児童生徒、一般とも有償運送(児童生徒は町補助100%)

路線バス古梅線運行計画			運 行 時 間 帯															備 考						
n o .	方 面	車 両 名	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時				
				第1便 児童+一 般						2便			3便 児童+一般	4便 児童+一般									小中学校	
1	古梅方面	阿寒バス車両		路線運行						路線運行			デマンド運行	デマンド運行									旭小学校、美幌中学校	

峠の湯線

表 ジャンボタクシー、タクシー運行時刻の検討

年間206日(児童生徒の下校曜日のみ運行)、デマンド方式による輸送

輸送対象:児童生徒の輸送時に余剰座席数分のみ乗車可、有償運送

下校1便:小学1,2年生 下校4便:中学部活生徒

新たな公共交通運行計画			運 行 時 間 帯															備 考							
種別	種 別	車 両 名	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時					
										第1便 一般+児童					第2便 一般+児 童								小中学校		
1	報徳田中日並方面	最大車両台数 タクシー:4台 ジャンボタクシー:1台								ジャンボタクシー					タクシー								東陽小学校、北中学校		
2	古梅駒生方面									ジャンボタクシー					ジャンボタクシー									日並:東陽小学校、北中学校 駒生都橋:旭小学校、美幌中学校	
3	豊幌栄森方面										タクシー					タクシー								美幌小学校、美幌中学校	
4	豊岡方面										タクシー					ジャンボタクシー								東陽小学校、北中学校	

表 スクールバス及び路線バス運行時刻の検討

年間41日(休校日の平日)、路線バス方式、あるいは、デマンド方式による輸送

輸送対象など:一般、有償運送

スクールバス及び路線バス運行計画			運行時間帯																	運行曜日の例、輸送方法						
			6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時		23時					
n0.	方 面	車 両 名				第1便										2便										路線バス方式、あるいは、デマンド方式
1	報徳田中方面	バス、あるいは乗合タクシー																							月曜、水曜運行	
2	日並駒生方面	バス、あるいは乗合タクシー																							火曜、木曜運行	
3	古梅方面	阿寒バス車両																							月、火、水、木、金、土運行	
4	豊幌方面	バス、あるいは乗合タクシー																							水曜、金曜運行	
5	栄森方面	バス、あるいは乗合タクシー																							木曜、月曜運行	
6	豊岡方面	バス、あるいは乗合タクシー																							金曜、火曜運行	

郊外部の輸送計画

表 レクリエーション交通運行時刻の検討

夏期無休運行、冬期土日祝日運行、路線バス方式による輸送、有償運送

運行計画			運行時間帯																	備 考					
			6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時		23時				
n0.	方 面	車 両 名																							
1	美禽昭野方面	現町営バス100番 H13.08、29人(27人)				第1便					第2便														
-	スクールバス NO.4 栄森方面	スクールバス 51号 H15.01、47人(35人)															栄森方面 S B混乗	栄森方面 S B混乗							
-	スクールバス NO.5 豊岡方面	現町営バス143番 H04.10、34人															豊岡方面 S B混乗	豊岡方面 S B混乗							

(2) 市街地の公共交通

市街地全体への気軽に身近なバス輸送サービスの提供

イ) 美幌循環線バス路線の改善

事業内容	<ul style="list-style-type: none">平成21年度に一ヶ月間の実証実験を行う平成22、23年度は前年度の検証結果をもとに運行方法を改善して、半年間程度の実証実験を行うバス路線拡大エリアについて、利用者数により乗合いタクシーによる輸送が効率的と判断される場合、乗合いタクシーによる輸送を検討する平成24年度、25年度は、前年度までの実証実験を総括して、本格運行を行うものの、運行の妥当性についての検証を行うなお、平成21年度実証実験の具体的な運行方法は、以下のとおりである <p>[具体的な運行内容]</p> <ul style="list-style-type: none">主要施設が分布する北西から南東のラインで区分される北東エリア、南西エリアそれぞれにバス路線を設定し、それぞれ左右回りを運行する(主要施設：美幌駅、国保病院、JA美幌、美幌クリニック)平日は16便、土曜は10便を運行する1週の路線延長は、左右回り何れに乗車しても、路線上の目的停留所に連絡できることを考え、概ね現況営業キロ以下を目安に設定する
計画期間	平成21年度～平成25年度
実施主体	阿寒バス(株) 美幌北海道交通ハイヤー(株)(有) 北光ハイヤー

(3) その他

中心市街地の活性化に寄与していく交通結節点機能の実現性を高める

イ) 新たな交通結節点機能の確保

事業内容	<ul style="list-style-type: none">中心市街地の拠点整備と併せた交通結節点機能を確保するために、拠点整備の動向を把握し、その進捗に併せた交通結節点機能の配置を進める
計画期間	平成21年度～平成25年度
実施主体	美幌商工会議所、美幌町

ロ) デマンド型交通待合いスペースの確保

事業内容	<ul style="list-style-type: none">平成21年度は、郊外部デマンド運行において待合いスペース提供可能な店舗リストを作成するこのリストを踏まえ待合いスペースを位置づけることにより、平成21年から平成23年度実証運行時の待合いスペースとして活用する
計画期間	平成21年度～平成23年度
実施主体	美幌商工会議所、美幌町

公共交通情報等提供による利便性向上と利用増進

イ) 公共交通パンフレットの作成

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度から平成23年度の各種実証実験に対応した公共交通パンフレットを作成する ・パンフレットに掲載する内容は以下の通りとする [バス路線、時刻表、運賃の案内] ・各種公共交通の路線情報、運行時刻、運賃などを表示する ・デマンド交通待合スペース提供店舗リストなどを掲載する [美幌循環線利用促進のための啓蒙普及] ・バス利用の増進を呼びかける ・数値目標を明確にするとともに、達成した場合、車両の更新や日曜の運行、土曜日の増便などわかりやすい目標提示を検討する
計画期間	・平成21年度～平成23年度
実施主体	美幌町、北見バス(株)、網走バス(株)、阿寒バス(株)

ロ) 案内板等の設置検討

事業内容	・平成21年度から平成23年度の実証実験を踏まえた各種路線バス案内板等を、平成23年度に設置する
計画期間	・平成23年度
実施主体	美幌町、北見バス(株)、網走バス(株)、阿寒バス(株)

ハ) 美幌町公共交通教室の実施

事業内容	・平成21年度から平成23年度に町内公共交道路線網、効率的な乗降方法について説明し、利用増進のための教室等を実施する
計画期間	・平成21年度～平成23年度
実施主体	美幌町、北見バス(株)、網走バス(株)、阿寒バス(株)

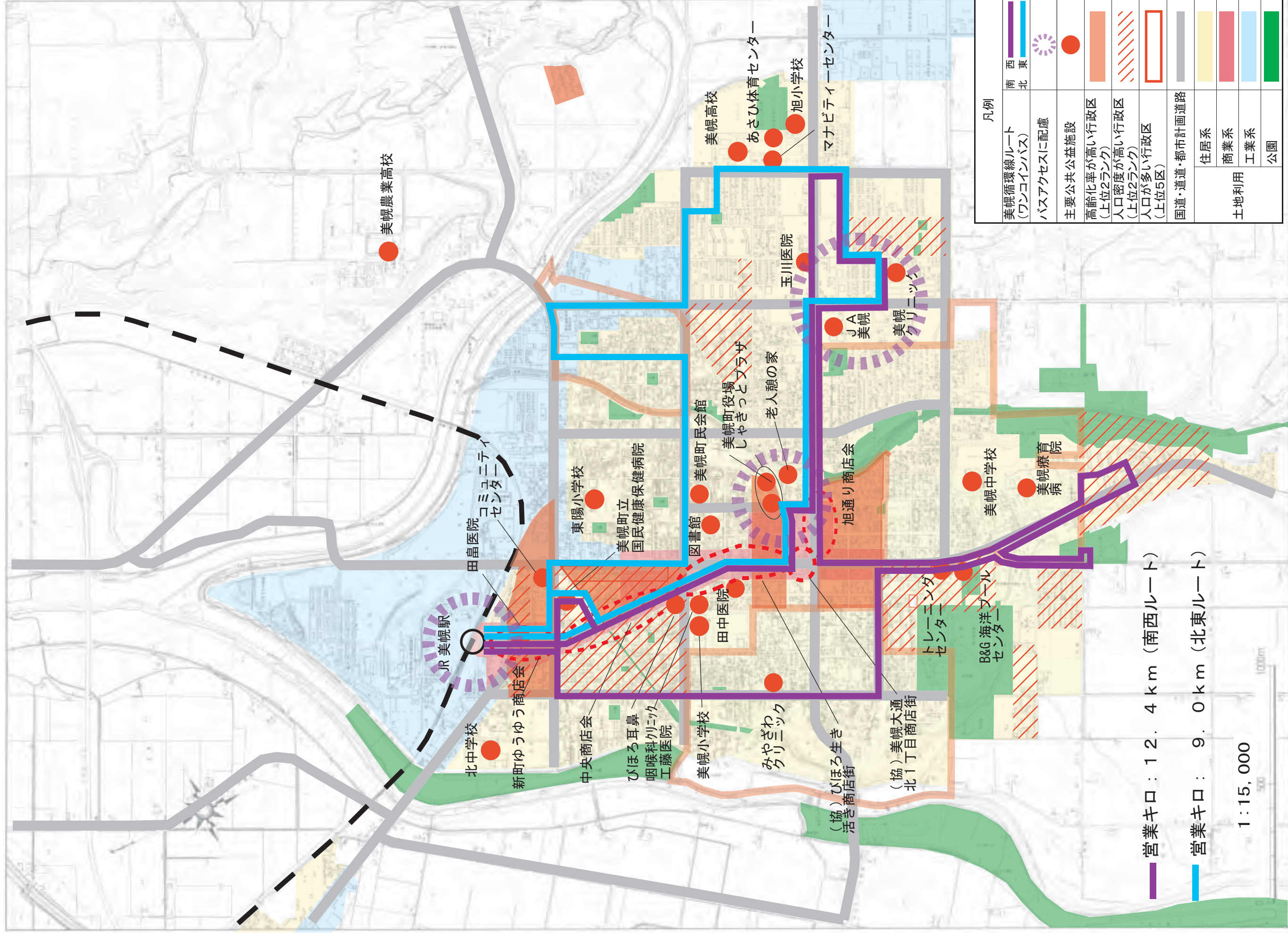


図 美幌循環線 運行計画図

表 ワンコインバス運行時刻の検討
運行時刻(平日)

現況・計画	種別	バス路線・所要時間	順路	運行時間帯																	備考					
				6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時		23時				
現況	現況	50分	右回り	第1便 2(1)	第2便 17(15)	第3便 9(0)	第4便 8(0)	第5便 7(0)	第6便 5(0)	第7便 5(0)	第8便 7(0)	第9便 21(10)	第10便 4(0)	第11便 2(0)												
			左回り	第1便 2(2)	第2便 25(15)	第3便 17(0)	第4便 23(0)	第5便 12(0)	第6便 9(0)	第7便 12(0)	第8便 10(1)	第9便 6(0)	第10便 4(2)													
計画	実証運行・計画	南西ルート・50分	右回り			第2便 車両B		第4便 車両B		第6便 車両B		第8便 車両B													中心 周辺	
			左回り	第1便 車両A	乗換え可	▲	第3便 車両A	乗換え可	▲	第5便 車両A	乗換え可	▲	第7便 車両A	乗換え可	▲											周辺 中心
		北東ルート・40分	右回り	乗換え可	▲	第2便 車両A	乗換え可	▲	第4便 車両A	乗換え可	▲	第6便 車両A	乗換え可	▲	第8便 車両A											周辺 中心
			左回り	第1便 車両B			第3便 車両B			第5便 車両B			第7便 車両B													中心 周辺
		主要施設 美幌駅 美幌駅 主要施設																								→ 時間調節

運行時刻(土曜日)

種別	種別	バス路線・所要時間	順路	運行時間帯																	備考					
				6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時		23時				
現況	現況	50分	右回り		第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便																
			左回り		第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便																
計画	実証運行・計画	南西ルート・50分	右回り			第2便 車両B		第4便 車両B																	中心 周辺	
			左回り	第1便 車両A	乗換え可	▲	第3便 車両A	乗換え可	▲	第5便 車両A																周辺 中心
		北東ルート・40分	右回り	乗換え可	▲	第2便 車両A	乗換え可	▲	第4便 車両A	乗換え可	▲															周辺 中心
			左回り	第1便 車両B			第3便 車両B			第5便 車両B																中心 周辺
		主要施設 美幌駅 美幌駅 主要施設																								→ 時間調節

JR	網走方面	特急									12:20		14:43											20:10		22:32
		普通		7:31	8:41				11:16				14:20	15:39	16:29	17:45	19:02	20:36	21:45							
	北見方面	特急		6:49			9:56					13:55			17:44											
		普通		7:04	8:16	9:09		10:51		12:45		15:09		16:59	18:13		20:10									
美幌津別線	北見方面	:津別からの到着便 :美幌駅止まり		7:02	8:03	8:59	10:02	11:24	12:51	14:22	15:12	16:12		18:18												
	津別方面	:北見からの到着便 :療育病院止まり		7:24	8:39	9:32								18:49												
美幌線	美幌到着			7:19	8:42				12:24		15:04		17:09	18:14												
	美幌出発			7:30	9:00				12:45		15:20		17:20	18:25		19:09									19:20	

(参考) 各種事業実施スケジュール

(上段：前期、下段：後期)

事業名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度 平成 25 年度
	(1) イ) スクールバスによる輸送	・運行手続き ・実証実験(一月間)	・運行手続き ・実証実験(半年程度)	・実証実験 (半年程度)
(1) ロ) 阿寒バス古梅線による輸送	・同上	・同上	・同上	
(1) ハ) 乗合いタクシーによる輸送	・運行方法と実施主体の検討	・実証運行手続き ・実証実験	・同上	
(1) レク路線バスの運行	・運行手続き ・実証実験(二月間)	・運行手続き ・実証実験(半年程度)	・同上	
(2) イ) 美幌循環線の改善	・運行手続き ・実証実験(一月間)	・同上	・同上	
(3) イ) 新たな交通結節点の確保	・拠点整備の動向把握と進捗に併せた交通結節点配置			
(3) イ) 待合スペースの確保	・リスト作成 ・実施	・実施	・実施	
(3) イ) 公共交通パンフレットの作成	・作成、配布	・作成、配布	・作成、配布	
(3) ロ) 路線案内板等の設置	-	-	・設置	
(3) ハ) 美幌循環線利用教室の実施	・各年、随時実施			

表 平成 21 年度の主要な事業内容

事業	概要	検証項目
スクールバス実証運行	新規路線と輸送エリアによる輸送 児童生徒と一般住民の混乗 デマンド運行	児童生徒の適切な輸送 一般住民の利用頻度と予約体制など
阿寒バス古梅線実証運行	1 便増便、デマンド運行	予約体制、運行収益など
レク路線バス実証運行	バス路線の構築	利用者数、利用者意向など
美幌循環線実証運行	新たな運行パターンによる運行	利用者数、利用者意向など
公共交通パンフレット作成等	作成、配布	

7 . 計画期間及び各種事業実施スケジュール

本連携計画は、平成21年度から5年間を計画期間とする。

8 . その他計画実施に関し美幌町が必要と認める事項

各種事業実施については、美幌町地域公共交通活性化協議会において連絡調整を行いつつ実施するものとする。

< 参 考 资 料 >

美幌町地域公共交通活性化協議会名簿

区	分所	属	役職	氏名
会長	美幌町		美幌町長	土谷 耕治
公共交通事業者	阿寒バス(株)		常務取締役	香川 眞廣
	北海道北見バス(株)		自動車部長	南保 稔
	網走バス(株)		営業部長	中 秀樹
	(有) 北光ハイヤー		専務取締役	幸田 英治
	美幌北海道交通ハイヤー(株)		代表取締役	兼平 礼子
道路管理者	網走開発建設部		道路第1課長	嘉見 誠一
	北見道路事務所		所長	鈴木 亘
	網走道路事務所		所長	前田 俊一
	網走土木現業所		企画調整室長	池本 典子
	美幌町建設水道部		建設水道部長	宮野 則行
公安委員会	美幌警察署		地域交通課長	相馬 洋
監査	美幌町自治会連合会		副会長	及川 保志
利用者	美幌町老人クラブ連合会		理事	杉原 掬也
	美幌町小中学校長会		東陽小学校長	石橋 壽春
	美幌町PTA連合会		会長	加藤 博文
副会長	北海道運輸局北見運輸支局		首席運輸企画専門官	池上 孝義
関係機関	網走支庁		地域政策課長	今井 睦郎
	美幌町民生部		民生部長	上杉 晃央
監査	美幌町教育委員会		教育部長	佐藤 庄一
事務局	事務局長		総務部長	浅野 俊伸
	事務局員		総務部 住民活動グループ主幹	高坂 登貴雄
	事務局員		学校給食グループ主幹	伊原 薫
	事務局員		保健福祉グループ主幹	岩田 憲次
	事務局員		総務部住民活動グループ 振興担当	高間 仙吉
	事務局員		総務部住民活動グループ 交通安全担当	渡邊 靖行

美幌町地域公共交通活性化協議会幹事会名簿

区 分	役 職	氏 名
公共交通事業者		
阿寒バス(株)	事業担当責任者	香川 眞広
北海道北見バス(株)	事業担当責任者	南保 稔
網走バス(株)	事業担当責任者	伊藤 孝司
美幌北海道交通ハイヤー(株)	事業担当責任者	兼平 礼子
(有)北光ハイヤー	事業担当責任者	佐々木 広幸
北海道運輸局北見支局	運輸企画専門官	辻栄 敏文
美幌商工会議所	専務理事	佐藤 隆
学校給食グループ	学校給食主幹	伊原 薫
保健福祉グループ	福祉主幹	岩田 憲次
商工観光グループ	商工観光主幹	戸井田 准一
〃	中心市街地担当主査	佐藤 修
事務局	総務部長	浅野 俊伸
〃	住民活動主幹	高坂 登貴雄
〃	振興担当主査	高間 仙吉
〃	交通安全担当主査	渡邊 靖行
(株)プランニングワークショブ	マネージャー	榊原 仁春

美幌町地域公共交通活性化協議会規約

改正：平成20年8月21日

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定及び道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき地域公共交通総合連携計画(以下「計画」という。)の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図るために必要となる地域の実情に即した輸送サービスの実現に関する事項を協議するため、協議会として設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、美幌町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、北海道網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地美幌町役場庁舎内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取組を総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(協議事項等)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金に関すること。
- (4) 町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (5) 協議会の運営に関すること。
- (6) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第6条 協議会は、次に掲げる委員又は、組織を代表する委員をもって構成する。

- (1) 国土交通省北海道運輸局北見運輸支局 首席運輸企画専門官
- (2) 国土交通省北海道開発局網走開発建設部 道路第1課長
- (3) 国土交通省北海道開発局網走開発建設部 網走道路事務所長
- (4) 国土交通省北海道開発局網走開発建設部 北見道路事務所長
- (5) 北海道網走支庁 地域政策課長
- (6) 北海道網走土木現業所 企画調整室長
- (7) 北海道警察美幌警察署 交通課長
- (8) 一般乗合旅客自動車運送業者

- (9) 一般乗用旅客自動車運送業者
 - (10) 住民又は利用者の代表
 - (11) 学識経験者その他協議会が必要と認める者
 - (12) 美幌町長が指名する美幌町職員
- 2 協議会に、次の役員を置く。
- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人
 - (3) 監査員 2人
- 3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。
(委員の任期)

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員のうち行政機関の職員については、その職にある期間とする。
 - (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。
 - (3) 委員は再任できる。
- (会長)

第8条 会長は、美幌町長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
(副会長)

第9条 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代理する。
(監査員)

第10条 監査員は、会長が指名する者をもって充てる。

- 2 監査員は、協議会の会計監査を行う。
 - 3 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。
- (事務局)

第11条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、美幌町総務部住民活動グループ内に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、総務部長をもって充てる。
 - 3 事務局員は、会長の指名する美幌町職員をもって充てる。
 - 4 前項に定めるもののほか、協議会の運営そのほか事務に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- (協議会の会議の運営等)

第12条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の決議の方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障を生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 7 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

(幹事会の設置)

第13条 協議会は、計画の実施等にあたり、幹事会を設置することができる。

- 2 幹事会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 会議に出席した委員等などに報酬及び費用の弁償を支給することができる。

- 2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、予算の範囲内で会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第17条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が清算する。

(規約の変更)

第18条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規約は、平成20年6月4日から施行する。
- 2 設置時の委員の任期は、第7条第1項第2号の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成20年8月21日から施行する。